



佐賀県公報

平成16年
8月2日
(月曜日)
第 12488号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止及び変更
- 保安林予定森林
- 町及び字の区域の変更
- 字の区域の変更
- " "

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
- 大規模小売店舗の変更に係る意見
- " "
- " "

(県民協働課)
(商工課)四
(一")四
(一")五

(五一一・地域福祉課)	一	山 口 歯 科 医 院	佐 藤 医 院
(五一二・")	一	田 中 こ ど も 歯 科 医 院	鳥 栖 市 宿 町 一 四 七 ○ 番 地 一 三
(五 一 三・森林整備課)	二	た に ぐ ち 歯 科 ク リ ニ ッ ク	鳥 栖 市 宿 町 一 一 三 一 番 地 二
(五 一 四・市町村課)	二	ら い ふ 薬 局 医 大 通 里 店	鳥 栖 市 宿 町 一 丁 目 三 番 五 号
(五 一 五・")	二	佐 賀 市 鍋 島 一 丁 目 三 番 五 号	
(五 一 六・")	三	アル ナ 薬 局 大 川 野 店	伊 万 里 市 大 川 町 大 川 野 三 ○ 六 ○ 番
		地 一 地 内	

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
光と風の心療クリニック	鳥 栖 市 京 町 七 一 八 番 地	平成一六・六・一

佐 藤 医 院

三養基郡三根町大字市武一三三三一
番地九

"

山 口 歯 科 医 院

佐賀市新栄東二丁目二番一六号

平成一六・五・一

田 中 こ ど も 歯 科 医 院

鳥 栖 市 宿 町 一 四 七 ○ 番 地 一 三

平成一六・六・一八

た に ぐ ち 歯 科 ク リ ニ ッ ク

鳥 栖 市 宿 町 一 一 三 一 番 地 二

平成一六・六・一

ら い ふ 薬 局 医 大 通 里 店

鳥 栖 市 宿 町 一 丁 目 三 番 五 号

平成一六・六・一

佐 賀 市 鍋 島 一 丁 目 三 番 五 号

伊 万 里 市 大 川 町 大 川 野 三 ○ 六 ○ 番

"

●佐賀県告示第五百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十六年八月二日

佐賀県知事 古 川 康

一 廃止医療機関

名 称 所 在 地 廃 止 年 月 日

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があつた。

平成十六年八月二日

佐賀県知事 古川 康

馬場薬局西唐津店	松金医院	佐藤医院	荒木外科学院	鳥栖市神辺町一五七五番地	三養基郡三根町大字市武一三三三一 番地五	平成一六・四・一三
唐津市西唐津三丁目六四二〇番地	番地	東松浦郡浜玉町大字浜崎一七五〇				平成一六・五・二

二 変更医療機関

新 名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
ドラッグイレブン薬局千代田店	神埼郡千代田町大字餘江一、二、二、一 番地一	平成一六・五・一
フクダ薬局株式会社千代田店		

●佐賀県告示第五百十三号

次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年八月二日

佐賀県知事 古川康

区域を変更する町及び字の名称	同 上 に 編 入 す る 区 域
立花町字金谷	新天町字浜ノ浦五四九四の一部
新天町字浜ノ浦五四九四の一部	立花町字金谷三、三、八、二、一〇の一部及び三、三、八、四、六の一部 新天町字中島四、八、八の一部及び四、八、八、七の一部 新天町字葭ノ本五、三、九七

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び東脊振村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第五百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、伊万里市の区域内の町及び字の区域を次のとおり変更する旨、同市長から届出があつた。

右の処分は、土地整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十六年八月二日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県告示第五百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、玄海町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があつた。

右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十六年八月二日

佐賀県知事 古川康

区域を変更する字の 名称	同上に編入する区域	区域を変更する字の 名称	同上に編入する区域
大字轟木字引越	○一〇及び三九〇一一 大字轟木字轟木四九三〇の一部、四九三一、四九四〇の一部、四九五〇の一部、四九六八〇の一部、四九六九〇の一部、三八九八、三九〇一〇及び三九〇一一 大字轟木字轟木四九三〇の一部並びにこれらに伴う水路の区域	大字轟木字飯盛三八九六、三八九七〇の一部、三八九八、三九〇一〇及び三九〇一一 大字轟木字長倉字フソロ一〇八七〇の一部、一〇八四七〇の一部、一六七〇の一部、一六八〇の一部、一六九及び一七〇〇の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域	大字轟木字岩崎一五一一、一五一二〇の一部、一五一三〇の一部及び一五二五から一五一八までの各一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
大字轟木字轟木	大字轟木字引越九一〇の一部及び九五〇の一部 大字轟木字飯盛三八九七〇の一部 大字轟木字長倉字フソロ一〇七〇〇の一部及び一七一〇〇の一部 一七四一五	大字轟木字長倉字川中 大字轟木字長倉字岩崎 大字轟木字長倉字長ヲサ 大字轟木字長倉字神屋一七二〇〇の一部及び一七一〇〇の一部 一七四一五	大字長倉字平野 大字長倉字川中 大字長倉字長ヲサ一八七〇の一部、一八八八から一九〇〇まで、一九一〇の一部、一九一九一〇の一部、一九三八、一九三〇〇の一部及び一九三一〇並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
大字轟木字轟木	大字轟木字引越九一〇の一部及び九五〇の一部 大字轟木字飯盛三八九七〇の一部 大字轟木字長倉字フソロ一〇七〇〇の一部及び一七一〇〇の一部 一七四一五	大字轟木字長ヲサ 大字長倉字岩崎 大字長倉字鬼塚九四一〇〇の一部、九四一五〇及び九四六〇の一部 一七四一五	大字長倉字岩崎一五一一、一五一二〇の一部、一五一三〇の一部及び一五二五から一五一八までの各一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
<p>●佐賀県告示第五百十六号</p> <p>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次とおり公告する。</p> <p>関係書類は、平成16年9月13日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。</p> <p>右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>平成十六年八月一日</p> <p>佐賀県知事 古川康</p>			
<p>1 申請のあつた年月日 平成16年7月13日</p> <p>2 申請に係る特定非営利活動法人</p>			

(1) 名称 特定非営利活動法人福祉・杏林会	ア 市町村名 鳥栖市
(2) 代表者の氏名 石瀧武志	イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし
(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市城内一丁目11番18号	
(4) 定款に記載された目的 この法人は、「21世紀は、生命の世紀」という生命の尊厳の理念に基づいて、地域社会で自立した生活を送ることが困難な人々に対して、受け手と相い手が対等な関係を保てる福祉サービスに関する事業を行うことを通じて、健康で安心して暮らして行ける地域社会の建設に努力することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。	
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条 第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、鳥栖市及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。 また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。	平成16年8月2日から 平成16年9月1日まで
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条 第1項及び第2項の規定により届出があった大規模小売店舗について、三日町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。 また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。	平成16年8月2日
佐賀県知事 古川 康 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 鳥栖プレミアム・アウトレット 鳥栖市弥生が丘八丁目1番地	佐賀県知事 古川 康 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームワイド三日月店 小城郡三日月町大字長神田大寺2231番地
2 届出の内容 (1) 大規模小売店舗の所在地の変更 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更	2 届出の内容 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
3 意見の概要 (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要	

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時間及び閉店時間の変更	佐賀市中の小路2番5号
(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更	届出の内容
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更	大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更
3 意見の概要	3 意見の概要
(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要	(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要
ア 市町村名 三日月町	ア 市町村名 佐賀市
イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし	イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし
(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし	(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし
4 意見書の縦覧	4 意見書の縦覧
(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課	(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課
(2) 縦覧期間 平成16年8月2日から 平成16年9月1日まで	(2) 縦覧期間 平成16年8月2日から 平成16年9月1日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要是次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年8月2日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
佐賀玉屋

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十六年八月二日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株) 日